

美浜発電所の状況について

美浜1号機	廃止措置中(平成29年4月19日～)
美浜2号機	廃止措置中(平成29年4月19日～)
美浜3号機	運転中(令和6年2月14日～)

使用済燃料乾式貯蔵施設設置計画について

関西電力(株)が国へ原子炉設置変更許可申請を行うことを了承しました

2月8日に、町は関西電力(株)から、使用済燃料対策ロードマップ(※)の中で検討を進めるとされた使用済燃料乾式貯蔵施設について「原子力発電所周辺環境の安全確保等に関する協定書」第3条第2項に基づき、使用済燃料乾式貯蔵施設の設置計画に係る事前了解願いの提出を受けました。(広報みはま令和6年3月号で詳しくお知らせしています。)

これを受け、町は、事前了解願いについて「安全安心の最大限の確保」「住民の理解と協力、信頼関係」「地域振興」等の観点から、関西電力(株)の説明を受けるとともに、住民説明の状況や議会、町民意向等を確認してきました。

※関西電力(株)は、使用済燃料対策ロードマップを令和5年10月に策定し、使用済燃料の県外搬出を着実に実施することとしています。

◎確認した事項
①安全安心の最大限の確保
使用済燃料乾式貯蔵施設や輸送・貯蔵兼用キャスク自体は概念的な段階であるが、安全性について一定の評価ができる。
②住民理解と協力、信頼関係
関西電力(株)の理解活動がわかりやすく、総じて安全性に対する住民理解が進んでいる。
③地域振興
町が求めてきた地域振興への協力について、関西電力(株)との協議を重ね、町の要請事項の実現に向けた方向性が確認できた。

これらのことを総合的に判断し、3月14日に戸嶋町長は、高浜町長・おおい町長とともに県の中村副知事と面談し、次の事項が進められることを前提として、第1段階の、関西電力(株)が国へ原子炉設置変

更許可申請を行うことを了承する意向を伝えました。

◎申請了承の前提

- ◆関西電力(株)による町民の安全性に対するより深い浸透を図るための継続的な理解活動
- ◆関西電力(株)の町民目線による誠意ある地域振興への取り組み
- ◆当該施設の計画的な運用が担保されるロードマップの着実な履行
- ◆設置変更許可等に係る原子力規制委員会の厳格な安全審査



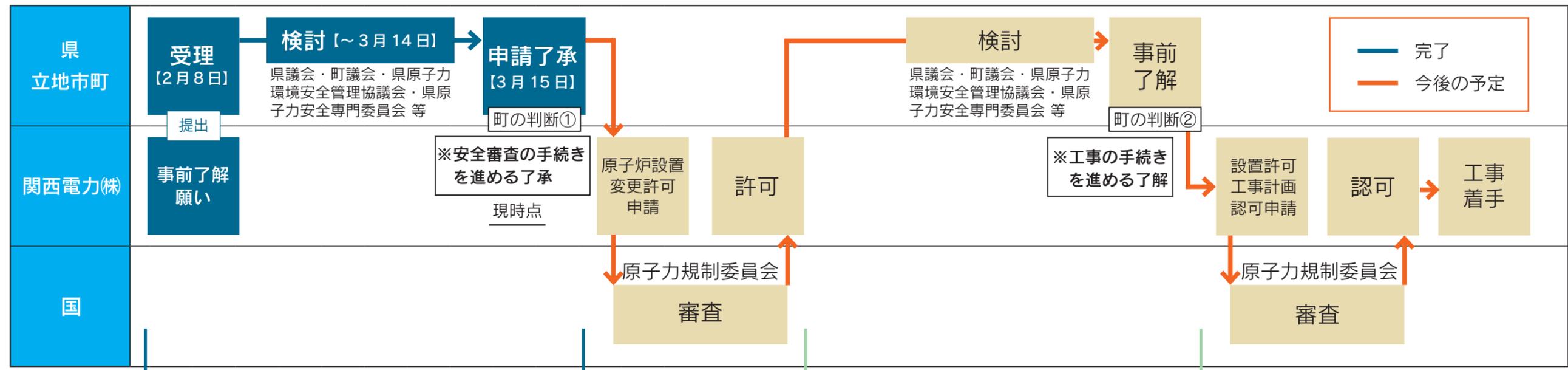
↑中村副知事(左)と面談する戸嶋町長(手前)



↑西村副町長(右)と関西電力(株)鶴美浜発電所長(左奥)の面談

3月15日に、西村副町長は関西電力(株)の鶴美浜発電所長と面談し、事前了解願いに係る国への原子炉設置変更許可申請を行うこと了承を伝達しました。
町としては、引き続き、町民への継続的な理解活動及び町民目線の地域振興に真摯に取り組みよう求めるとともに、今後の使用済燃料対策ロードマップの進捗及び国の安全審査の状況等を確認していきます。

●事前了解願いから工事着手までの流れ



第1段階

第2段階

情報BOX

Mihama Information

美浜町役場

〒919-1192 美浜町郷市 25-25
 ☎ 0770-32-1111(代表)
 FAX 0770-32-1115(代表)
 HP <https://www.town.fukui-mihama.lg.jp/>

お知らせ

マイナ保険証をご利用ください

12月2日から、現行の保険証は発行されなくなります。

マイナ保険証の使用は、さまざまにメリットがあります。

- メリット
 - ① 医療費を20円節約できる
 - ② より良い医療を受けることができる
 - ③ 手続きなしで高額医療の限度額を超える支払いが免除される

●使用方法(受診の際は毎回必要)

- ① 病院に来院し、マイナンバーカードをカードリーダーに置く
- ② 顔認証または4桁の暗証番号を入力し、本人確認を行う
- ③ 診療・服薬・健診情報の利用について確認
- ④ 受付完了

問 町住民環境課(担当・浜野祥子)

☎ 32-6703

町内河川の水位データ等を公開しています

町では、台風や大雨等により、自然災害が発生する恐れがある場合、避難指示等の判断基準の1つとして、耳川水系の観測水位を分析し、避難指示等発令の判断を行っています。

また、耳川以外の中小河川の水位の把握は、町職員のパトロールや住民からの通報により行っていますが、氾濫の危険がある河川に近付くことによる2次被害のリスクやリアルタイムでの情報収集に課題がありました。

こうした課題を解決するため、町内で特に水位の変化が大きい河川8カ所に水位計と監視カメラを設置し、そのデータを公開することで、安全確保に取り組むとともに、避難指示等の判断材料となる河川水位のデータを迅速かつリアルタイムで収集し、安全安心な生活環境の充実に図りました。

水位計設置場所

	河川名	設置場所
1	阿弥陀川	美浜町丹生
2	丹生大川	美浜町丹生
3	越地川	美浜町菅浜
4	金瀬川	美浜町佐田
5	佐柿区内河川	美浜町佐柿
6	麻生川支流	美浜町麻生
7	五十谷川	美浜町五十谷
8	奥谷川	美浜町新庄



↑ 水位計設置場所

Web ページ

美浜町 河川水位等監視システム

2024年03月28日 13:00

水位	局名	観測時刻	水位	水位差	地図
	阿弥陀川	2024/03/28 13:00	0.03m	0.00m	位置 詳細
	丹生大川	2024/03/28 13:00	0.14m	0.01m	位置 詳細
	越地川	2024/03/28 13:00	0.25m	0.00m	位置 詳細
	金瀬川	2024/03/28 13:00	0.22m	-0.01m	位置 詳細
	佐柿区内河川	2024/03/28 13:00	0.02m	0.00m	位置 詳細
	麻生川支流	2024/03/28 13:00	0.05m	0.00m	位置 詳細
	五十谷川	2024/03/28 13:00	0.03m	0.00m	位置 詳細
	奥谷川	2024/03/28 13:00	0.21m	-0.01m	位置 詳細

美浜町 河川水位等監視システム

2024年03月28日 13:00

平常時、水位データと写真は1時間間隔で更新・公開されています。

水位が観測開始水位を越えた場合、水位データと写真は10分間隔で更新・公開されます。

↓ URL はこちら
<https://mihama.city-web-service.jp>

↑ Web ページはこちら

※お問い合わせ先 町エネルギー政策課 危機管理対策室(担当・橋本) ☎ 32-6716

令和6年度は

固定資産評価替えの年度です

固定資産税は、資産価格の変動に対応するため3年ごとに評価替えを行うことになっています。

○土地の評価替えについて

土地の評価は、道路や宅地の利用状況等からみておおむねその状況が類似している地区(状況類似地区)を設定し、不動産鑑定による価格等をもとに評価額を決定します。

今回の評価替えでは、令和5年1月1日の地価公示価格等を活用して価格を求め、評価額を決定しています。

○家屋の評価替えについて

家屋の評価は、評価の時点において、対象の家屋と同一の家屋を同じ場所に新築した場合に必要とされる建築費を算出し、家屋の経過年数による減点補正等を行い、評価額を決定しています。

土地または家屋の納税者の方は、令和6年度の固定資産税に関する内容を土地価格等縦覧帳簿と家屋価格等縦覧帳簿で閲覧ができます。

●縦覧期間

4月1日(月)～5月31日(金)
 午前8時30分～午後5時15分

※土日、祝日を除く

縦覧場所 町税務課

●手数料 無料

●その他

本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証等)を持参してください。

問 町税務課(担当・山口/和多田)

☎ 32-6702

軽自動車税(種別割)の減免申請について

町では、身体障がい者の方等に対し、軽自動車税(種別割)の減免制度を設けています。

●該当車両

- ・障がい者が所有する車両
- ・18歳未満の障がい者のために、生計を一にする者が所有し運転する車両
- ・その構造が専ら障がい者等の利用に供するための車両(車椅子移動車等)

※軽自動車・普通車合わせて1人1台のみ対象のため、普通車や別の軽自動車ですでに減免を受けている方は減免を受けられません。

※減免の対象となる障がい者の等級には決まりがあります。

●申請に必要なもの

- ① 納税通知書
- ② 車検証
- ③ 運転免許証
- ④ 身体障害者手帳等

●申請期限 5月24日(金)まで

※納税通知書は5月中旬発送予定

※軽自動車税(種別割)の納期限7日前まで

問 町税務課(担当・村井)

☎ 32-6702

野良猫の不妊手術費用を助成します

町内に生息する飼い主のいない猫または飼い主が不明な猫の繁殖を制限し、野良猫による住民の環境被害の改善を目的に、野良猫の不妊手術費用を助成します。

●対象者

- ① 町内に住所を有する方または町内に主たる事務所を有する団体
- ② 協力病院において不妊手術を実施しようとする方
- ③ 町税の滞納がない方

●対象事業

- ① 次に掲げる要件をすべて満たすこと
- ① 不妊手術を協力病院で実施し、識別処置を行うこと
- ② 野良猫を捕獲した場所の区長、自治会長または近隣住民により、野良猫の確認ができること

●対象経費

- 同一年度内で、個人は1世帯あたり5匹、団体は1団体あたり5匹を限度に去勢手術及び避妊手術に要する経費を対象とする。
- 助成金額
 - 去勢手術に要する経費(オス) 6,000円/匹
 - 避妊手術に要する経費(メス) 9,000円/匹

問 町住民環境課(担当・田辺憲虎)

☎ 32-6703

連休中のごみ収集・受け入れのお知らせ

■連休中のごみ収集・持ち込み

		ごみ収集	敦賀市清掃センターへの持ち込み
5月	1日(水)	通常どおり収集	午前8時30分～午後4時30分
	2日(木)		
	3日(金)	×	×
	4日(土)		
	5日(日)		
	6日(月)	通常どおり収集	午前8時30分～正午
	7日(火)	通常どおり収集	午前8時30分～午後4時30分

■敦賀市清掃センターの受け入れについて

- ◎平日
午前8時30分～午後4時30分
- ◎土日祝日
午前8時30分～正午
- ◎休業日
第3日曜日、5月3日～5日、12月31日～1月3日
※12月29日、30日は
午前8時30分～午後3時



※お問い合わせ先 町住民環境課(担当・浜野利彦) ☎32-6703

令和6年 美浜町区長名簿

令和6年の各区長・自治会長は、次の方々です。(敬称略)

行政区名	氏名	行政区名	氏名	行政区名	氏名
早瀬	山根孝博	和田	岸本知久	小倉	山口博孝
笹田	織田健一	木野	大野克弥	栄	仲島太一
日向	高木正	佐柿	小畑陽一	坂尻	田邊聖一
気山	田邊龍二	麻生	中谷喜好	山上	岩本孝司
大藪	甲斐貞治	中寺	大野弘義	太田	田中康浩
金山	木村雅則	宮代	藤長博和	佐田	町野幹雄
久保	浅田和哉	小三ヶ	武長等	北田	鳥井安夫
郷市	山本盛夫	新庄	鳥羽学	菅浜	藤田悟
松原	宮本正紀	野口	山本裕一	竹波	山本文昭
久々子	橋本均師	佐野	大塩昌和	丹生	納谷昇治
矢筈	武田完治	上野	山野正憲	けやき台	八田尚之
河原市	近藤喜義	興道寺	久保庄治	美し野	後藤弘行
南市	竹本三合一	雲谷	森田晃吉		

※お問い合わせ先 町総務課(担当・飯田) ☎32-6700

令和6年度

狂犬病予防注射 の日程をお知らせします



■接種日時・場所

5月14日(火)

会場	時間
すかはま生協	9:30～9:37
北田集落センター	9:45～9:50
佐田公民館	9:55～10:05
農村婦人の家(山上)	10:10～10:17
坂尻消防小屋前	10:25～10:30
安江集会所	10:40～10:45
新庄山村開発センター	10:55～11:05
上野生活改善センター	11:15～11:25
木野担い手センター	11:35～11:42
町役場前	13:10～13:30
大藪生活改善センター	13:45～13:50
日向バス停	14:00～14:13
久々子生活改善センター	14:27～14:35
体育センター(久々子)	14:45～14:55

※会場には、予定時間より早めにお集まりいただくようお願いします。

令和6年度の狂犬病の予防集合注射を次の日程で行います。犬を飼っている方は、「狂犬病の予防注射」を最寄りの会場を受けてください。

当日都合の悪い方は、年度内に動物病院で狂犬病予防注射を必ず受けてください。狂犬病予防注射は、法律により1年に1回接種しなければなりません。

飼い犬の登録をしていない方は、集合注射会場または町住民環境課、動物病院で飼い犬の登録をしてください。登録は、生涯に1度です。既に登録済みの方は予防注射のみ受けてください。

また、飼い犬が死亡したり、飼い主や住所等に変更があった場合は、町住民環境課に届け出をお願いします。

▶新規登録の場合

区分	料金
犬の登録手数料	3,000円
予防注射料金	2,750円
注射済票交付手数料	550円
合計	6,300円

▶注射のみの場合

区分	料金
予防注射料金	2,750円
注射済票交付手数料	550円
合計	3,300円

※お釣りが無いようご協力をお願いします。

※お問い合わせ先 町住民環境課(担当・田辺憲虎) ☎32-6703

防災情報伝達システムを用いた全国一斉の

緊急情報の伝達試験を実施します

実施日時	情報伝達手段	放送内容
5月22日(水) 午前11時頃	屋外スピーカー	<国民保護サイレン> 「これは、Jアラートのテストです。」(3回) こちらは、防災美浜町です。

注)当日は、美浜町以外の地域でも、全国一斉に伝達試験が実施されます。

※お問い合わせ先 町エネルギー政策課 危機管理対策室(担当・橋本) ☎32-6716



がんばる「美浜人」を応援します

町では、町民一人ひとりの知恵と発想を最大限に生かし、活発なコミュニケーションを通じて、地域が自立的に個性と魅力のあるまちづくりを行う団体に対して補助を行います。

- 対象団体
町内で活動している、主に町民で構成される団体
※構成員が3人以上で、2分の1以上が町民であること
- 対象となる事業
地域の活性化、ブランド力の強化または地域の実情を踏まえた課題の解決に資するもので、資金の使途が明確で収支計画を含む事業計画の実効性が高い事業
- 補助額
補助対象経費の5分の4以内
※限度額は1団体あたり40万円まで
- 審査会の時期(予定)
5月、7月、9月
- その他
申請書類等については、町ホームページをご覧ください。
また、審査会により採択事業を決定するため、申請を予定している方は、事業開始の2カ月以上前に町まちづくり推進課までご相談ください。

■補助金採択団体
令和5年度に採択された団体の活動を一部紹介します。

遊 viva 美浜実行委員会



こども屋台のスーパーボールすくい

「自分の好きな仕事や得意なことが将来の起業や夢のきっかけとなる」ということを子どもや子育て世代の方に伝えたいという思いから、楽しみながら体験できるイベント「Viva 美浜」を企画・開催しました。

※お問い合わせ先 町まちづくり推進課(担当・南) ☎32-6701

JR小浜線利用促進助成をご利用ください

町では、JR小浜線の利用促進を図るため、団体旅行を実施された方や学生、高齢者等に対し、費用助成を実施しています。

助成内容

助成事業名	対象者	助成額	限度額
団体旅行助成 (8人以上で構成する団体が、同じ行程をもとに鉄道を利用した普通団体旅行)	・町内に住所を有する者	団体割引後 運賃の5分の1	1人あたり 片道400円
学生団体等の助成	・町内の保育園児・小学生・中学生の団体(随行者含む)	小浜線区間の 運賃全額	なし
シニア利用者等の助成	・町内に住所を有する満65歳以上で、町税等の滞納がない者 (その他助成との併用不可)	乗車券の 3分の1	1回の購入につき 1,000円/人

申請方法

- 申請書に必要事項を記入の上、JR美浜駅窓口にて切符の購入証明印を受けてください。
※申請書は美浜駅または町まちづくり推進課で入手できます。
- 証明後20日以内に、申請書をJR美浜駅にご提出ください。
※シニア利用者助成は、運転免許証または健康保険証の写しを添付してください。



町ホームページ

※お問い合わせ先 町まちづくり推進課(担当・南) ☎32-6701

保育園園庭開放のお知らせ

町では、子どもが伸び伸びと遊べる場の提供を目的に、次のとおり町内各保育園の園庭を開放します。

●開放日

- 5月、6月、9月、10月
みずうみ保育園 毎月第1日曜日
せせらぎ保育園 毎月第2日曜日
あおなみ保育園 毎月第3日曜日
- 開放時間
午前9時～正午
- 利用対象
小学生までの児童(ただし、就学前の児童は必ず保護者同伴にてご利用ください。)
- その他
利用に係る注意事項等については、町のホームページをご覧ください。



荒天が予想される場合や、園行事が行われる場合には開放を中止することがあります。

☎ 町こども未来課(担当・兼延) 32-6713

募集・申請等

第47回全国育樹祭式典行事の公募参加者を募集します

10月20日に、サントーム福井で開催する「第47回全国育樹祭」式典行事の公募参加者を募集します。福井県出身の俳優 津田寛治さんを迎え、福井の魅力と森林の大切さを伝えるアトラクションを実施しますので、ぜひ応募ください。

●応募期間

4月4日(木)～6月3日(月)



☎ 第47回全国育樹祭参加者申込受付デスク(株)JTBビジネス トランスフォーム内 ☎03-4446-2444

ひとり親家庭等における子どもの習い事を支援します

町では、子どもの多様な学びを推進するため、子どもの興味関心を広げ、心身の成長の一助となる学習塾や習い事に係る費用を一部補助します。

- 事業名
ひとり親家庭等
こどもチャレンジ応援事業

●補助対象者

- ・児童扶養手当または母子家庭等医療費助成を受給している世帯
- ・町民税非課税世帯
- 対象児童
小学校(特別支援学校小学部)4年生から6年生または中学校(特別支援学校中学部)に就学する児童
- 対象経費
学習塾または習い事に必要となる費用のうち、入金金または月謝
- (中学生(特別支援学校中学部)の子どもは学習塾のみ)
- 金額
補助対象経費の全額(最大12万円)
- その他
詳細は町ホームページをご覧ください。

☎ 町こども未来課(担当・兼延) 32-6713

高等学校等へ通う生徒の通学費を助成します

- 助成対象要件
・町内在住で、高等学校または高等専門学校に在学している生徒を養育している者
- ・町税等の滞納が無いこと(世帯全員)
- ・同様の制度の補助を他に受けていないこと

●助成の対象となる乗車券

- ・JR小浜線美浜駅で購入した鉄道の定期乗車券(※)・回数乗車券
- ・路線バスの定期乗車券・回数乗車券
- ※美浜駅で購入できない定期乗車券等のみ他の駅で購入したものを対象
- 助成金額
通学に要する定期乗車券または回数乗車券購入費の3分の1(※)の額。ただし、1カ月あたり10,000円(100円未満切り捨て)を上限とする。
- ※美浜町母子家庭等医療費助成受給世帯、児童扶養手当受給世帯及び住民税非課税世帯は2分の1
- 申請方法
所定の申請用紙に必要書類(乗車券・在学証明書等)を添えて町教育総務課に申請してください。申請用紙及び必要書類は、町ホームページをご覧ください。
- 申請期限
定期乗車券の有効期間満了後1カ月以内または回数乗車券使用後1カ月以内
- ☎ 町教育総務課(担当・藤田) 32-6708

